

古文書および貴重図書撮影マニュアル

- 1 撮影を希望される方は必ず事前に職員に申し出て、史料撮影許可を受けた上で、その指示にしたがって撮影を行ってください。
- 2 撮影にあたっては頁を押し開いたりするなど史料を破損する可能性のある行為は一切ご遠慮下さい。
- 3 撮影は職員の指定する場所のみで行い、その他の場所ではしないでください。
- 4 撮影成果物については本館に申請された目的以外の使用は厳禁します。
- 5 公的機関など展示・出版のための団体による撮影の場合は、撮影されたフィルム等のデュープを1部ご寄贈下さい。
- 6 撮影成果物を写真図版として出版などに利用される場合は必ず史料利用申請書(様式1)を提出し、掲載許可を得た上でご利用下さい。なお掲載出版物については必ず2部本館にご寄贈ください。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。